

農地の貸し借りを円滑に行うため、知事の指定を受けた**熊本県農業公社(農地中間管理機構)**が公的な立場でサポートします

熊本県農業公社は、知事の指定を受けて、農地を貸したい者（出し手）と農地を借りたい者（受け手）の間に入って、農地の貸借をお手伝いする公的機関です



手続きは、市町村の農政担当課または農業委員会に受付窓口を代行していただいております

<出し手のメリット>

- 賃料は農業公社が受け手から徴収し、お支払いします
- 貸された農地は、契約期間満了後に確実に戻ってきます（更新可能）
- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます（税務署への届出が必要）

<受け手のメリット>

- 出し手が複数でも賃料は公社が一括して口座から引き落とすため、賃料支払の事務は不要です（振込手数料なし）
- 分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります

公益財団法人 熊本県農業公社
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 熊本県庁本館 10 階
Tel 096-213-1237